お客様 各位

豊中市市民ホール等指定管理者

## 豊中市立伝統芸能館 利用料金改定のお知らせ

平素より、豊中市立伝統芸能館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、豊中市立伝統芸能館条例の改正に伴い、<u>令和6年(2024年)8月1日利用分から、</u>施設利用料金を下記の通り改定いたします。

今後とも皆さまによりよい施設をご提供できるよう、スタッフ一同努めてまいりますので、なにとぞご 理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

## ■令和6年(2024年)8月1日からの施設利用料金(改定後) 豊中市内の個人・団体の場合

施設	利用区分	午前	午後	夜間	午前·午後	午後·夜間	全日
		9~12 時	13~17時	18~21時	9~17 時	13~21時	9~21時
多目的	平日	4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000
ホール	·土日祝						

## ■令和6年(2024年)8月1日からの施設利用料金(改定後) 豊中市外の個人・団体の場合

施設	利用区分	午前 9~12 時	午後	夜間 18~21 時	午前·午後 9~17 時	午後·夜間 13~21 時	全日 9~21時
		2 1 Z hd	12 17 時	10 7114	2 11 hd	13 71時	2 Z 1 PG
多目的	平日	9,600	12,800	9,600	22,400	22,400	32,000
ホール	·土日祝	9,000	12,800	9,000	22,400	22,400	32,000

- ※令和6年(2024年)8月1日利用分より上記料金が適用されます。
- ※「市外」料金の適用は、個人でのご利用は、その方のご住所が市外にある場合です。団体でのご利用は、主な活動拠点が市外にある場合です。なお、主な活動拠点をお持ちでない団体につきましては、団体代表者のご住所又は事務所が市外にある場合です。
- ※附属設備利用料金に改定はありません。

以上